

## 郡山市立学校教職員安全衛生推進会議設置要綱

平成19年7月18日制定  
平成20年4月1日一部改正  
平成22年4月1日一部改正  
【学校教育部学校管理課】

### (目的)

第1条 郡山市立学校教職員安全衛生管理規則（平成18年郡山市教育委員会規則第4号）の適正な運用及び学校教職員の良好な安全衛生環境の確保に資するため、郡山市立学校教職員安全衛生推進会議を設置する。

### (掌握事務)

第2条 郡山市立学校教職員安全衛生推進会議（以下「推進会議」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校教職員の安全衛生環境についての意見交換及び改善点の提言等に関すること
- (2) その他学校教職員の安全衛生環境を確保するために必要な事項

### (組織)

第3条 推進会議は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が指名する。

- (1) 安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 衛生推進者
- (4) 関係団体職員
- (5) その他教育長が必要と認めた者

3 委員の任期は、指名した日から当該年度の末日までとする。

### (議長及び副議長)

第4条 推進会議に、議長及び副議長1人を置く。

1 議長は、学校管理課長が担当する。

2 議長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、教育長が指名した学校衛生管理者が担当する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進会議は、議長が招集する。

### (事務局)

第6条 事務局は、学校教育部学校管理課に置く。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。